

6 生私振第 7 3 1 号
令和 6 年 7 月 2 5 日

私立幼稚園を設置する
各学校法人理事長

殿

私立幼稚園設置者

東京都生活文化スポーツ局私学部長
加 倉 井 祐 介
(公 印 省 略)

令和 6 年度とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金に係る
交付申請書の提出について (依頼)

このことについて、とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱に基づき、補助金の
交付を受けようとする場合は、下記により交付申請書を提出してください。
なお、この補助金の交付を希望しない場合、交付申請書の提出は不要です。

記

1 提出書類

別紙 1 「交付申請提出書類一覧 (令和 6 年度)」のとおり

※ 1 書類の作成にあたっては、別紙 2 「交付申請書記入例」及び別紙 3 「とうきょう すくわ
くプログラム FAQ」を参照してください。

※ 2 別添様式「交付申請書 (別記第 1 号様式)」及び本通知に係る資料は、私学部ホームペー
ジからダウンロードしてください。

【私学部ホームページ】

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000002398.html>

2 提出期限

令和 6 年 9 月 3 0 日 (月曜日) <郵送・メール両方で提出 (詳細は別紙 1 参照) >

(期限前でも随時受け付けます。書類が整い次第提出してください。)

※ 1 郵送に当たり、封筒には「**令和 6 年度とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
交付申請書在中**」と朱筆で明記してください。

※ 2 メールの件名は、「とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付申請書 (学校法
人番号 5 桁又は幼稚園番号 7 桁)」としてください。

3 留意事項

(1) 申請に当たっては、別紙1～3に加えて「とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金 交付申請書交付要綱」を必ずお読みください。

(2) 令和6年度申請分の補助対象事業は、下記のとおりです。

① 実践報告会と実践研修会の両方のアンケートを提出している場合

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取組及び経費が対象になります。

② 実践研修会のみアンケートを提出している場合

令和6年6月26日（動画配信日）から令和7年3月31日までの取組及び経費が対象になります。

※1 実践研修会の視聴及びアンケートへの回答が補助要件の1つですので、令和6年8月20日（火）までにアンケートの回答をお願いします。

アンケート様式や提出先については、私学部HPをご確認ください。

※2 ①、②どちらについても上限額150万円に変わりはありません。

※3 補助対象事業に係る準備にかかった経費等も対象となることがありますが、その準備についても当該期間内に行われたもののみが対象経費となります。当該期間以外に行われた場合、原則補助の対象とはなりません。

(3) 支払金口座振替依頼書、委任状等については、実績報告書の提出時に添付していただく予定です。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月30日（月） 交付申請書提出締切

令和7年1～2月 交付決定、実績報告書提出依頼

令和7年5月 額確定、補助金交付

5 その他

一部の事業者等が、教材やプログラム（以下、プログラム等）を、「とうきょう すくわくプログラム」の推奨プログラム等であるとして、広告、販売しているケースがあるようです。

本事業に関して、東京都が特定のプログラム等を推奨することはありませんので、御注意ください。

6 提出先・問い合わせ先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課（助成担当） 山形

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5388-3182（直通）

E-mail：S1121501@section.metro.tokyo.jp

※メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。